

規制の事前評価書（要旨）

| | | |
|----------------|--|---|
| 法律又は政令の名称 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（文部科学省関係部分） | |
| 規制の名称 | 成年被後見人等に係る欠格条項の見直し | |
| 規制の区分 | 改正（緩和） | |
| 担当部局 | ※末尾に記載 | |
| 評価実施時期 | 平成30年3月 | |
| 規制の目的、内容及び必要性 | <p>【規制緩和の内容】下記の各法律において、成年被後見人等を資格・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する制度へと適正化する。</p> <p>≪成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するもの≫ 学校教育法、教育職員免許法、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</p> <p>≪成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの≫ 私立学校法、宗教法人法、技術士法、著作権等管理事業法</p> <p>【代替案の有無】今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律等に示された方針に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、政府全体として、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、又は個別審査規定を新設する以外の方法は想定できない。</p> | |
| 直接的な費用 | 遵守費用 | <p>≪成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するもの≫ 特段発生しない。</p> <p>≪成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの≫ 追加的な遵守費用はほとんど発生しないか、額は軽微であると考えられる。</p> |
| | 行政費用 | <p>≪成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するもの≫ 特段発生しない。</p> <p>≪成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの≫ 行政費用はほとんど発生しないか、額は軽微であると考えられる。</p> |
| 直接的な効果（便益） | 成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。 | |
| 副次的な影響及び波及的な影響 | 特段の影響は想定されない。 | |
| 費用と効果（便益）の関係 | <p>≪成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するもの≫ 法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消）が非常に大きいと考えられる。</p> <p>≪成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの≫</p> | |

| | |
|----------------|--|
| | 本対策案により得られる効果（人権問題の解消）が非常に大きいのに 対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考え られる。 |
| 代替案との比較 | 代替案は想定されない。 |
| その他の関連事項 | 成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制 限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29年12月1日）。 |
| 事後評価の実施時期 等 | ≪成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するもの≫ — ≪成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの≫ 5年 |

※担当部局

（学校教育法の改正部分）初等中等教育局初等中等教育企画課

（教育職員免許法の改正部分）初等中等教育局教職員課

（私立学校法の改正部分）高等教育局私学部私学行政課

（宗教法人法の改正部分）文化庁文化部宗務課

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の改正部分）初等中等教育局教科書課

（技術士法の改正部分）科学技術・学術政策局人材政策課

（著作権等管理事業法の改正部分）文化庁長官官房著作権課